

## 泉佐野市奨学金返還支援金給付要領

令和8年4月1日

泉佐野市成長戦略室おもてなし課

### 1. 事業概要

泉佐野市外（以下、「市外」という。）から泉佐野市（以下、「本市」という。）への移住・定住の促進及び本市内企業等における高度人材をはじめとする人手不足の解消を目的とし、市外から本市に移住し、かつ本市内で就業又は起業等した個人に対し、予算の範囲内で泉佐野市奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

### 2. 支援対象とする奨学金

下記の団体から貸与された奨学金（以下、「対象奨学金」という。）とします。

- (1) 日本学生支援機構
- (2) 大阪府育成会
- (3) 泉佐野市

### 3. 給付対象者

次に掲げる（1）から（5）のすべてを満たす個人とします。なお、転入・転出は住民票の異動を条件とします。

#### (1) 申請者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 日本国籍を有する者、又は外国籍を有する者であって永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (イ) 支援金申請時の本市会計年度（以下、「年度」という。）の末日（3月末日）において、年齢が39歳以下の者。
- (ウ) 対象奨学金の貸与を受け、自ら返還している者。
- (エ) 泉佐野市税の滞納がないこと。

#### (2) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以降に市外から本市へ転入していること。
- (イ) 支援金の申請時において、市外から本市への転入後5年度以内であること。（2回目以降の申請においては初回申請時の転入日を基準とする。）
- (ウ) 支援金の申請時において、(ア)の転入日以降継続して本市内に住所を有し、市外へ転出していないこと。

### (3) 就業に関する要件

次に掲げる就業要件のいずれかに該当すること。

申請区分	要件
就業	次に掲げる事項のすべてに該当する。 (ア) 勤務地又は就業地が本市内に所在する。 (イ) 週20時間以上の雇用期間に定めのない無期雇用契約に基づいて就業している。
自営業	本市内に事業所を有し、「個人事業の開業届出書」または「法人設立届出書」を税務署に提出している。

### (4) 世帯に関する要件

同一世帯に18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない)の同帯員が1名以上おり、支援金の申請時において転入から3ヵ月以上経過している保護者であること。なお、この場合の世帯とは、住民票における世帯とします。

### (5) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) その他市長が支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

## 4. 給付額

申請年度の前年中(暦年:1月~12月)に支払った奨学金返還額の実返還額(※)または限度額(年間15万円)のいずれか低い方の額。

※申請者が他の公的機関等からの補助金等または市内企業等からの手当等を受けている場合は、その額を除きます。

## 5. 申請期間

各年度1月1日から2月末日まで

## 6. 申請方法

支援金の申請は、オンラインで受け付けます。本市指定のフォームに必要事項を入力の上、以下の必要書類をアップロードし送信してください。

## 7. 申請に必要な書類

添付書類については申請時において概ね1ヶ月以内に発行もしくは写したものを有効と

認めます。

- (1) 就業に関する証明書類のうち、(ア)～(イ)のいずれかに該当するもの。
  - (ア) 就業している場合  
就業証明書(様式第3号)
  - (イ) 起業している場合  
税務署に提出している「個人事業の開業届出書」または「法人設立届出書」の写し
- (2) 写真付き身分証明書又はその他本人確認ができる書類の写し  
運転免許証(表裏両面)、パスポート(顔写真掲載ページ及び所持人記入欄)、マイナンバーカード(表面)、各種健康保険資格確認書(表裏両面)、永住資格等が確認できる在留カード(表裏両面)、特別永住者証明書(表裏両面)のいずれか
- (3) 支給する銀行口座がわかる書類  
通帳、キャッシュカード、口座情報が記載された画面のスクリーンショット等(申請者以外の口座には振り込めません。)
- (4) 奨学金返還に関する証明書類のうち、(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの。
  - (ア) 日本学生支援機構の奨学金の場合 <\*1>  
奨学金返還額証明書(支援金の助成対象期間に準ずる)
  - (イ) 大阪府育英会の奨学金の場合 <\*2>  
奨学金返還明細書(支援金の助成対象期間に準ずる)
  - (ウ) 泉佐野市の奨学金の場合  
おもてなし課より担当部署へ照会のうえ審査する為、証明書類の提出は不要です。
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<\*1> 【日本学生支援機構の奨学金の場合】

奨学金返還額証明書(※)は日本学生支援機構へ申請の上、手配してください。(日本学生支援機構に申請してから、申請者に奨学金返還額証明書が届くまで約2～3週間程かかります。)

※指定する期間は「4. 給付額」で定義される支援金の助成対象期間に準ずる。

<\*2> 【大阪府育英会の奨学金の場合】

大阪府育英会の返還収納課に問い合わせの上、個人情報開示請求を行い、手配してください。後日届いた個人情報開示請求書の理由欄に「泉佐野市奨学金返還支援金の申請に必要」とし、個人情報の内容欄に「借付金額、返還開始月及び返還期間、令和〇〇年(※)1月1日～12月31日までの年間の返還額」と記入し、その他必要書類と共に育英会に送付してください。(大阪府育英会に個人情報開示請求書を送付してから申請者に奨学金返還明細書が届くまで約2週間かかります。)

※〇〇に該当する年は「4. 給付額」で定義される支援金の助成対象期間に準ずる。

## 8. 支援金の給付

- (1) 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められた場合に支援金を給付します。
- (2) 審査の結果、支援金を給付する決定をした場合は、「イミサノシテナカ」名義で、添付いただいた銀行口座に振り込みます。
- (3) 給付にあたって、給付決定通知は行いません。申請時に入力いただいた振込先口座への入金をもって給付決定通知と代えさせていただきます。
- (4) 審査の結果、支援金を給付しない決定をした場合は、泉佐野市奨学金返還支援金不給付決定通知書（様式第1号）により通知します。
- (5) 速やかな給付事務のため、給付時期についての個別のお問い合わせには応じかねます。

## 9. 給付決定の取消し及び支援金の返還

- (1) 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付決定を取り消し、既に給付した支援金があるときは、期限を定めてその支援金の全額又は一部を返還させるものとします。ただし、就業先の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではありません。
  - (ア) この要領に違反したとき。
  - (イ) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
  - (ウ) その他市長が支援金を給付することが不相当と認めたとき。
- (2) 前項の規定により支援金の給付決定の全部又は一部を取り消し、支援金を返還させるときは、泉佐野市奨学金返還支援金給付決定取消通知書兼返還命令書（様式第2号）により、申請者に通知します。なお、詐欺、脅迫等、刑法に触れる行為があった場合、刑事告発させていただきます場合があります。

## 10. その他の注意点

- (1) 申請内容に不備がある場合、不備の修正等を依頼します。この場合、審査に時間を要するため、申請前に本要領等により申請内容が適切かご確認ください。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により審査担当者が申請内容を修正させていただく場合がありますので予めご承知おきください。
- (2) 本市は、必要に応じて追加資料・証憑類の提出、検査又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 本市は、申請書類に記載された情報を税務情報の確認に使用することがあります。
- (4) 本市は、支援金の給付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、現地調査を行い、申請者に報告を求めることがあります。

1 1. 問い合わせ先

泉佐野市成長戦略室おもてなし課 移住定住担当

電 話 0 7 2 - 4 4 7 - 8 1 2 6

(対応時間 土曜・日曜・祝・休日を除く 午前9時から午後5時まで)